

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和7年4月22日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	市役所7階 第一委員会室
出席者(欠席委員) 事務局	出席委員：田中会長、櫻井副会長、日比野委員、野崎委員、石黒委員、 宮治委員、得能委員、森山委員、三宅委員、下條委員、 河村委員、(浜島委員、梶浦委員) 事務局：市民協働部長、市民窓口課長、国保年金グループ長、 国保年金グループ主任
会議の議題	(1) 諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について (2) 令和7年度岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要について (3) 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康 診査等実施計画の実施状況について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他（会長が指名した委員の確認を得ている）
会議に提出された 資料の名称	・資料1 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について ・資料2 岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要について ・資料3 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定 健康診査等実施計画の実施状況について
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副会長の選出
- 5 正副会長のあいさつ
- 6 議題

会 長： 本日は、事務局より国民健康保険税条例の改正を予定しており、改正案について、諮問をさせていただきたいとのことであります。円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、本会議の会議録に署名していただく委員の指名をさせていただきます。今回の署名委員は、森山委員と三宅委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。署名委員は、会議録の作成後に事務局から、改めて署名の依頼をしますので、よろしくお願ひいたします。それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。本日は3つの議題がございます。

議題（1）諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

議 長： 1つ目の議題として、「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について」が提出されております。委員の皆様には、あらかじめ、諮問書の写しをお手元に用意しておりますのでご確認ください。それでは、市長から諮問についてお願ひいたします。

市 長： 本日の協議会には、諮問第1号として、岩倉市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

諮問事項の第1点目につきましては、国民健康保険税の賦課限度額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第2条及び第28条に規定しております賦課限度額につきまして、「基礎課税額」を66万円に、「後期高齢者支援金等課税額」を26万円に改めるものでございます。

諮問事項の第2点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第28条に規定しております所得基準額につきまして、5割軽減の対象となる所得の算定におきましては、被保険者の数に乗すべき金額を30万5千円に、また、2割軽減の対象となる所得の算定におきましては、被保険者の数に乗すべき金額を56万円に改めるものでございます。以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議長： それでは、議題1について、事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料により説明）

議長： 事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長： 国に合わせて改正を行わない場合、軽減世帯の割合や世帯数がどのようになるかシミュレーションを行っていますか。

事務局： シミュレーションは行っておりませんが、被保険者は毎年減少している中で、軽減措置を受ける割合はおおよそ5割弱で推移し、約半数の方が軽減措置を受けている状況が続いています。

議長： 他に質問等はありませんでしょうか。ないようでしたら、この諮問につきましても、原案のとおり了として答申することとしてよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

議長： 異議なしとのことですので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議の上、作成し、市長へ届けることといたします。なお、答申については、私に一任していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。これで、議題（1）「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）」について」を終わります。

議題（2）令和7年度岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要について

議長： 続きまして、議題2について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料により説明）

議長： 事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員： 歳入の県支出金が増えているのは、1人あたりの医療費が増えたことが理由と説明があったが、医療費の1人あたりの単価はどのくらい増えていますか。

事務局： 1人あたりの療養給付費、いわゆる病院で自己負担する金額は、令和5年度が273,787円です。1年前と比べて8,904円増額しています。その前の年、さらにその前の年についても、前年と比べて毎年1万円から2万円程増加している状況です。令和6年度については確定前ですが、令和5年度と同じかそれを上回る可能性もある状況です。

委員： 薬価が改正された年や病気が流行した場合など、1人あたりの医療費が増える理由は色々あるだろうが、被保険者が減っている中でどのような理由で医療費に係る予算が増えているのですか。

事務局： それについてはよくご質問をいただくが、医療の進歩も理由の1つで

す。

委員： 医療の高度化ということですか。

事務局： それも1つの理由と考えています。

委員： 新型コロナが流行し高額な薬が出ているが、薬価はどちらかというところと下降傾向にあります。医療の高度化、具体的には高額療養費を使うような医療を使う機会が増えていることが、全体の給付費を上げている理由ではないかと考えられます。

議長： 医療費の上昇率と、国民健康保険税の税率にはどのような関係がありますか。

事務局： 現在は県単位化といい、県全体で医療費と保険税の金額を決めている状況ですが、県単位化が行われる前は、医療費が高くなればそれに見合うように税率を上げる必要が自治体ごとにありました。自治体によっては被保険者数が少なく高齢者が多い等の理由から医療費が多く必要となる場合に税率を上げるしかなく、これが地域内の格差を生む要因となりました。そこで、県単位化が導入され、県単位で医療費水準を元に保険税を平準化しようという流れになりました。現在、医療費が上昇している状況は、岩倉市だけでなく県全体的に見られますが、県単位化により、税率についてはどの自治体も同じ水準を保つように取り組んでおり、医療費が上がったからといってその都度税率を上げなければならないという状況ではなりません。

議長： さらに県全体を公平化するために、県から補填を受けているのではありませんか。

事務局： 歳入の県支出金がそれに該当します。

議長： 他にご発言はございませんでしょうか。令和7年度岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要についてはこれで終わります。

議題（3）岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の実施状況について

議長： 続きまして、議題3について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料により説明）

議長： ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長： 市としても市民の健康作りに関していろいろ施策を行っていると思うが、電話や手紙で案内するだけでなく、取り組みを考えるにあたり、市民が参加したいと思われるような工夫をされていますか。

事務局： 五条川健幸ロードとして、八剣憩いの広場に健康器具の設置等を行っています。また、シルバーリハビリ体操など、地域で運動できる場を多

く作る取り組みを行っておりますので、そういうところにより多く参加していただけるよう今後も健康課等と連携しながら健康維持できるような取り組みを進めていきたいと考えています。

議長： 消費カロリー等、健康器具には使用するとどのような効果があるか表示されていますか。

事務局： 表示している器具もあります。なお、健康課では健診結果を基に運動や食事などの提案を個別に行っています。国民健康保険の管理栄養士も体調面なども考慮し、それぞれのニーズにあった提案を行っています。

議長： 健康器具があるなどの周知はされていますか。

事務局： 市ホームページに情報を掲載しています。また、市内には南部老人憩いの家の隣にある大地ふれあい広場など、複数個所に健康遊具を設置しています。

議長： 五条川沿いを巡るイベントがあってもよいのではないですか。

委員： その点については、シルバーリハビリ体操教室を市内各所で行っています。

議長： いろいろな施策があっても、それに取り組んでもらうための動機付けが難しいのではないか。

事務局： 保健指導で難しいことは、自分で状況を自覚しているが、病院へ行って薬を飲んでいるから大丈夫だと言われ、こちらからアクションを起こしても断られることが多いことです。そのため、自身の健康は自分で作っていくことが大事であることを窓口でも発信するようにしています。

議長： 他にご意見はありませんか。岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の実施状況についてはよろしいでしょうか。よろしければ、本日は3件の議題がありましたが、以上、滞りなく終了することができました。ありがとうございました。それでは、事務局へ進行を戻します。

7 その他

事務局： 田中会長、どうもありがとうございました。

それでは、会議次第7の「その他」でございます。次回の運営協議会の予定についてご案内をさせていただきます。次回の会議につきましては、1月下旬頃に運営協議会を開催させていただきます。令和8年度の国民健康保険税の改正等につきまして、委員の皆様にご説明申し上げます。ご意見をいただく予定をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。詳細につきましては、また決まり次第ご案内をさせていただきます。それでは、以上で、本日の会議を閉じさせていただきます。長時間にわたりご協議いただきまして、ありがとうございました。